

笠松町地域公共交通計画の概要

1. 経緯

令和5年1月17日作成

令和5年4月 1日公表

2. 笠松町地域公共交通計画の区域

笠松町全域

3. 笠松町地域公共交通計画に関する基本方針

当計画の基本方針は「暮らしを豊かに、人にやさしい公共交通」としています。具体的には、多くの方が利用する名鉄笠松駅を中心とした交通網を発展し、当町と関連する公共交通の利用者を増やすことです。当面は新型コロナウイルス蔓延前の利用者数に戻すこと、そして計画の期間が満了する令和9年度にはそれ以上の利用者を目指します。そのために、乗車方法や利便性等のPRを行います。

4. 笠松町地域公共交通計画の目標

当計画の目標は、「地域の特性に応じた地域公共交通の整備」、「わかりやすく、利用しやすい公共交通環境の整備」、「持続可能な公共交通網の整備」の3点です。町内全域を走行する公共施設巡回町民バスと、バスが走行していない交通空白地帯を補うチョイソコカラタンの利用者数を増やすことで持続可能な公共交通を目指します。具体的な施策として、知名度向上のための「お試し乗車デー」やサービスの満足度の数値化を目的として「利用者アンケート」を実施し、利用者のニーズを踏まえPR方法や公共交通の運行、計画等の見直しを行います。

5. 事業の概要及び事業の実施主体

- ・ 町内全域におけるコミュニティバスの実施（実施主体：笠松町）
- ・ デマンドタクシー「チョイソコカラタン」の実施（実施主体：笠松町・交通事業者）
- ・ 名鉄笠松駅、西笠松駅の運営、鉄道運行の実施（実施主体：名古屋鉄道株式会社）
- ・ 岐阜バス定期路線「笠松県庁線」、「笠松川島線」の運行の実施（実施主体：岐阜乗合自動車）

6. 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

評価は「住民1人当たりの年間利用回数」、「公共交通利用者1人当たりの財政支出額」、「笠松町公共交通全体の満足度」の3つの基準で行います。

7. 計画期間

令和5年度～令和9年度

8. 法第6条に定める協議会の有無

有（設立4年8月2日、名称：笠松町公共交通会議、構成員：別添）

9. 法第5条第10項に定められている関係者との協議

笠松町公共交通会議において令和5年1月17日に協議成立

10. 法第5条第7項に定められている利用者の意見の反映

- ① 笠松町公共交通会議には住民又は利用者代表として町内会連合会等から4名が、関係する団体として県タクシー協会、バス協会等から5名が参画し2回にわたって公共交通会議で議論を行った。
- ② パブリックコメントを令和4年10月26日から同年11月30日まで行い、1件の意見が寄せられた。